

遠軽町議会委員会条例（抜粋）新旧対照表

現行	改正
<p>(招集) 第15条 略</p> <p>略</p> <p>(秘密会) 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(招集) 第15条 略</p> <p><u>(開催方法の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(1) 重大な感染症のまん延の防止又は大規模な災害等の発生等により、委員会の開催場所への参集が困難であると認められる事情があるとき。</u></p> <p><u>(2) 出産、育児、看護、介護その他やむを得ない事由のため、委員会の開催場所への参集が困難であると認められる事情があるとき。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインにより委員会に出席をしようとする委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条の規定による出席委員とする。</u></p> <p><u>4 オンラインを活用した委員会における開催の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>略</p> <p>(秘密会) 第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインを活用した委員会は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>2 略</p>